

# 事業所の **取組強化!**

**飲酒運転根絶**

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒  
してないです

社用車を  
運転するのは、

# アルコール 検知器で

# ☑ チェック

## してからです!

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

令和4年  
4月1日施行

令和4年  
10月1日施行

運転後も☑チェック  
しますからね!



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔

